

岡崎市議会議長 様

支出番号

会派名 民政クラブ  
代表者名 加藤 嘉哉

以下のとおり、政務活動を実施したので報告します。

## 政務活動報告書

令和7年3月18日提出

活動年月日	令和 7 年 2 月 3 日 (月) ~ 2 月 5 日 (水)	
氏名	柴田敏光・鈴木英樹・加藤嘉哉・佐藤哲朗・原紀彦・白井正樹・瀬戸清太郎	
用務先 及び 内 容	1	用務先 福岡県久留米市
	2月3日	内 容 ヤングケアラーに関する相談・支援に関する 取組みについて
	2	用務先 鹿児島県南九州市
	2月4日	内 容 空き家と移住について (降雪の為、視察中止)
	3	用務先 鹿児島県指宿市
	2月5日	内 容 指宿地域交流施設整備等事業 (道の駅PFI) について
	4	用務先
	月 日	内 容
備 考		

視 察 者	柴田敏光、鈴木英樹、加藤嘉哉、佐藤哲朗、原紀彦、白井正樹、瀬戸清太郎																																															
視 察 日 時	令和7年2月3日（月）13時00分～15時00分																																															
視 察 先 ・ 概 要	福岡県 久留米市 【人口】300,199人（'25年1月1日時点） 【面積】229.96km <sup>2</sup>																																															
視 察 内 容	ヤングケアラーに関する相談・支援に関する取組みについて																																															
選 定 理 由（目的）	2022年に児童福祉法が改正され、ヤングケアラー支援が法律に明記されたが、具体的な支援策の実施はこれからの課題となっている中、久留米市はヤングケアラー支援のための子どもの生活実態調査の実施を基にヤングケアラー支援機関等の研修会実施、ヤングケアラー相談・支援窓口の設置及び相談窓口の創出及び市のHPも充実しており、ヤングケアラー支援に対する取組の参考となるため選定した。																																															
岡 崎 市 の 現 状 と 課 題	本市も令和6年3月に実態調査を行っており、子ども達が相談可能な部署は開設されているが、ヤングケアラー専用相談窓口の設置までは至らず、悩みを相談する体制が十分とは言い切れない。そのため、ケアをする子どももケアを受ける周囲も子どもがヤングケアラーだと気付かない状態だと懸念され、悩みを抱える子どもたちに適切な相談・支援サービスが行き届かない可能性も心配される。																																															
視 察 概 要	<p><b>【ヤングケアラーに関する相談・支援の取組みについて】</b></p> <p><b>【説明者】</b> 久留米市こども未来部子育てサポートセンター中里課長補佐、伊藤主幹、深町主査 久留米市は令和4年11月から家庭相談センターも兼ねた「こども子育てサポートセンター」を開設しており、家事や育児に不安を抱える18歳までの子育て家庭への家事支援（食事準備、掃除、洗濯、生活必需品購入、産前産後のお世話）を行っている。</p> <p><b>1. 久留米市におけるヤングケアラーの実態について</b></p> <p>R5年10月～12月にかけて「ヤングケアラー支援のための子どもの生活実態調査（無記名アンケート）」を実施。（下表参照）※ヤングケアラーと誤わず調査。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>対象者数</th> <th>回収数</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">児童生徒</td> <td>小学校、特別支援学校(6年生)</td> <td>2,919人</td> <td>841人</td> <td>28.8%</td> </tr> <tr> <td>中学校、特別支援学校(2年生)</td> <td>2,932人</td> <td>524人</td> <td>17.9%</td> </tr> <tr> <td>高校、特別支援学校(2年生)</td> <td>2,709人</td> <td>333人</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>小・中学校、高校、特別支援学校</td> <td>82校</td> <td>75校</td> <td>91.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(1) 主な調査結果【児童・生徒】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市と全国では「世話をしている家族がいる」割合が全児童生徒とも高い。</li> <li>・世話をしている家族がいると回答した者の家族構成は、小学生ではひとり親が最も多く、中2高2は顕著な傾向は無い。</li> </ul> <p>(表) 世話をしている家族がいると回答した割合と多かった回答内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象学年</th> <th>久留米</th> <th>国</th> <th>世話相手</th> <th>世話時間</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校、特別支援学校(6年生)</td> <td>7.8%</td> <td>6.5%</td> <td>きょうだい</td> <td>3時間未満</td> <td>見守り</td> </tr> <tr> <td>中学校、特別支援学校(2年生)</td> <td>6.3%</td> <td>5.7%</td> <td>母親</td> <td>3～7時間</td> <td>家事</td> </tr> <tr> <td>高校、特別支援学校(2年生)</td> <td>4.2%</td> <td>4.1%</td> <td>母親</td> <td>3～7時間</td> <td>家事</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ毎日行うお世話時間は、学年が上がるにつれて長くなる傾向。</li> <li>・第三者への相談は、小中学生は無く高校生は有る傾向。相談しない理由は、相談するに至らず、干渉拒否、諦め（受容）、相談先不明という回答。</li> </ul>	区 分		対象者数	回収数	回収率	児童生徒	小学校、特別支援学校(6年生)	2,919人	841人	28.8%	中学校、特別支援学校(2年生)	2,932人	524人	17.9%	高校、特別支援学校(2年生)	2,709人	333人	12.3%	学校	小・中学校、高校、特別支援学校	82校	75校	91.5%	対象学年	久留米	国	世話相手	世話時間	主な内容	小学校、特別支援学校(6年生)	7.8%	6.5%	きょうだい	3時間未満	見守り	中学校、特別支援学校(2年生)	6.3%	5.7%	母親	3～7時間	家事	高校、特別支援学校(2年生)	4.2%	4.1%	母親	3～7時間	家事
区 分		対象者数	回収数	回収率																																												
児童生徒	小学校、特別支援学校(6年生)	2,919人	841人	28.8%																																												
	中学校、特別支援学校(2年生)	2,932人	524人	17.9%																																												
	高校、特別支援学校(2年生)	2,709人	333人	12.3%																																												
学校	小・中学校、高校、特別支援学校	82校	75校	91.5%																																												
対象学年	久留米	国	世話相手	世話時間	主な内容																																											
小学校、特別支援学校(6年生)	7.8%	6.5%	きょうだい	3時間未満	見守り																																											
中学校、特別支援学校(2年生)	6.3%	5.7%	母親	3～7時間	家事																																											
高校、特別支援学校(2年生)	4.2%	4.1%	母親	3～7時間	家事																																											



久留米市議会事務局  
千代田 次長兼総務課長



会長からお礼の挨拶

- ・世話のために自分を抑圧する傾向は顕著ではないが、勉強・遊び等の時間が取れない、進学就職の進路の変更を検討したという意見があった。
- ・学校や大人に対応を希望する意思は無い回答が多数を占めるが、少数意見として、自分の状況や進路相談を聞いてほしい、勉強サポート希望との意見があり。
- ・ヤングケアラーという言葉は認知するも、具体的内容を知らない者が多い。
- ・ヤングケアラー相談・支援窓口を7～8割の生徒児童が知っていた。
- ・12名の相談希望者（実名）の内、真に支援が必要な者1名を支援できた。

(表) 市の相談員へ相談したい児童生徒数

区 分	人 数
小学校、特別支援学校(6年生) 841人	8人(間違い勘違いが多い)
中学校、特別支援学校(2年生) 524人	2人
高校、特別支援学校(2年生) 333人	2人(※1人が真に支援が必要だった)
合計(1,698人)	12人

## (2) 主な調査結果【学校】

- ・小中高等学校で3割～4割強のケアラーが存在すると思われると回答。
- ・学校機関で確実に関係機関等の支援先に共有するも、小中学校では意識した対応だが、高校等は特別意識した対応をしていない傾向。
- ・ヤングケアラー支援で必要なことは、児童・生徒自身・保護者・教職員のヤングケアラーの存在認知や、相談窓口と専門職の配置と考えている。
- ・実態把握は困難。中学校はヤングケアラーと認識をしていない生徒が多い。

## (3) 主な調査結果【関係機関】

- ・高齢者や障がい者、生活困窮者に対する支援の中で世帯状況の把握が進むにつれてヤングケアラーの把握に繋がることが多い。
- ・家庭や本人が介入を拒むと介入困難となり関係性構築に難航する場合が多い。また、ヤングケアラーのマイナスイメージ払しょくも必要。

## (4) 調査結果からみる主な課題（課題と対策）

- ・児童生徒からの相談のし易さへの改善 ⇒ 声をあげられる体制の周知
- ・児童生徒への第三者からの支援 ⇒ 生徒以外が世話を担う仕組みの検討
- ・学校や関係機関への周知啓発 ⇒ 関係機関向け研修会や広報活動推進
- ・学校や関係機関での実態把握と連携 ⇒ 関係機関同士の役割分担と連携

## 2, 久留米市におけるヤングケアラーの相談体制について

- ・相談から支援の流れ【参考資料①「子ども総合相談チームにおける相談受付から支援継続までの流れ」参照】
- ・緊急度により開催頻度は異なるも、月1回程度の会議体で対応中。

(表) 相談員の職種と業務

相談員	職種	内 訳	共通業務	担当業務
①	子ども総合・ヤングケアラー相談兼務者	社会福祉士	ヤングケアラー相談、子ども総合相談	地域子育て支援拠点事業担当
②				ファミリーサポートセンター事業、子育てサロン、子育てグループ助成支援事業
③				その他事務作業
④	子ども総合・ヤングケアラー相談・児童虐待部門	教育職		学校連絡会、受理会議等参加

## 3, 学校との連携について

市立学校	・教育委員会や学校のソーシャルワーカーの協力を適宜仰いでいる。 ・子育てサポートセンターに校長OBも在籍。学校と連携し対応中。
その他学校	・アンケート等は個別依頼で対応したが、周知啓発が今後も必要。
個別ケース	・各学校の担当教諭が最も重要な保護者へ連絡や家庭介入を担当。

#### 4, 特に力を入れている取組みについて

- ・家事・育児訪問支援事業に同調してヤングケアラーの負担軽減
- ・関係機関への出前講座でヤングケアラー支援の取組みや基礎知識の説明

#### 5, 現在の課題と今後の展開について

##### 【現在の課題】

- ①児童生徒の相談のしづらさ  
⇒相談窓口の周知活動と並行し支援内容の「見える化」の推進。  
⇒学習支援団体との連携強化で相談しやすい体制や仕組みづくりの構築。
- ②児童生徒への支援  
⇒ヤングケアラー児童生徒に関する勉強や進路等、本人に寄り添うサポート。
- ③学校や関係機関での実態把握と連携  
⇒状況改善を望む本人と相反した家庭介入拒否の改善。  
⇒伴走支援や世帯単位での関係性構築に向けた関係機関同士の役割分担。

#### 6, 質疑応答

- Q 事業を始めるきっかけが市として何かあったのかを伺う。  
A 国で叫ばれているようになり、こども未来部が率先して引き受けた。
- Q ヤングケアラーでケアが必要な対象者と感じるポイントはあるのか。  
A 普段の状況と変わった行動をとる児童生徒を学校の先生が掴むことが多い。
- Q 情報管理ケースミーティングで支援対象者か否かを見極めると思うが、どのような立場の皆さんが参加するか。また、実施頻度について伺う。  
A 課内の会議体である。相談内容によって頻度や出席関係者は異なるが、専門部署の関係者全員に声を掛け、適宜実施している。
- Q 地域との連携や情報収集は行われているか。また、課題感はあるか伺う。  
A 教員や地域民生委員等との連携は思いの違により難しい。子ども食堂との連携は課題だが及んでいない。相談は秘匿性を考慮するため児童のタブレットに相談リンクを掲載し、メールで相談可能としている。
- Q ヤングケアラーの線引きは難しいと思うが伺う。  
A アンケートに回答しない子がヤングケアラーかも知れない認識はあるが、情報管理ケースミーティングでヤングケアラーかどうか決めている。
- Q ヤングケアラーのお子さまだけでなく、父母からの相談はあるか。  
A 対象者の保護者と話す場合もあるが、保護者は課題感を持っていない。
- Q ヤングケアラーである事実の拡散防止等の保護策は講じているか。  
A 慎重に扱っている。いじめ等の報告は無いが、情報収集に努めている。
- Q 他部署から配属された新人へのマニュアル等は整備されているのか伺う。  
A 社会福祉関係者が勤務する場所であり、特に整備していない。

本市への反映  
(意見・課題など)

##### 【柴田敏光】

ヤングケアラーは、対象となる子ども自体が自覚していないケースが多く見受けられる。いかに、学校・地域が協力して相談を受けられるか、また救済次第では子どもの将来が変わるが、久留米市は手厚い相談体制も揃っており参考になった。

ただ、非常にデリケートな事でもあり、ヤングケアラーだと周囲に知られた場合は子どもたちの中で孤立も心配され慎重に対応すべきだが、一方で、対象となる子どもたちが状況を理解して相談できる窓口を知ることが重要であるが、ヤングケアラーはどの状態を指すのかを行政として一定の基準を設けるべきである。

そのような点を踏まえ、本市としては、相談窓口等の制度等を幅広く周知することや、相談事例または回答等、色々なケースの紹介と合わせ、まずは、認知や相談がしやすい体制作りからしっかり進めるよう要望する。

**【鈴木英樹】**

家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）や出前講座と教職員OBを活用した支援の取組を確認することができた。特に、子ども総合相談を主体とし、対象者の把握と支援アプローチの検討を関係機関と連携した体制の「情報管理ケース」と、実際の支援の評価をする「支援管理ケース」に分け取り組まれていることは参考になりました。本市にも、この取組みの観点で検証し、さらに対象者の気持ちに寄り添った取組みに繋げていきたいと思います。

**【加藤嘉哉】**

ヤングケアラーについては、その対象である本人が自分の事だと思っていないケースや、先生や友達などの周囲の人に知られたくないというケースもあり、実態が把握しにくいという問題はどの自治体においても課題となっている。いずれにしても対象となる子どもたちが、家族の面倒を見ることで学校を欠席したり、塾に通えなかったり、進学を諦めるようなことがないように市と学校がしっかりと連携を取り、対象者からの相談を受けることができる体制づくりが必要と考える。

**【佐藤哲朗】**

ヤングケアラーに関する相談・支援の取組を開始するにあたり、実態を把握するために調査から開始し、児童・生徒からすると自身がヤングケアラーであるとの認識がない中でも把握ができるような設問が設定されていることは意義が深いと感じた。

ヤングケアラーの課題は社会の中での認知が進んでいないことがあげられ、その啓発・周知にも取り組んでいることは参考になった。一方で、ヤングケアラーとなる要因は個別に異なるも、児童・生徒による起因ではないことから、その真因を確実に捉えるとともに対策に繋げていくことの難しさも感じており、今後も引き続き調査・研究を重ねていく必要性を感じた。

**【原紀彦】**

ヤングケアラーについては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記され全国自治体において支援が推進されている中で、久留米市は独自の相談体制において手厚い支援を行っている。

特に学校のアンケート調査や校長OBとのつながりによる取組など教育機関との強い連携を通じた支援が行われている。また、具体的な支援体制の中で、情報管理ケースや支援管理ケースでの相談内容に応じた協議が行われ具体的な支援内容の決定につなげている。その他、家事育児訪問事業などがあり、子ども本人のケアから関係者への助言なども行っている。

ヤングケアラーの本質は複雑化しているケースが見受けられるため、このような先進的な取組を本市の支援事業の参考にしていきたい。

**【白井正樹】**

ヤングケアラー状態を見つける手段の一つとして、学校との連携がある。

本市でも取り組まれていると思うが、久留米市では、社会福祉士、教員職(校長 OB)でチームを組み取り組まれており、その取組みの中で、熱意を持って学校に状況を説明し、学校の協力を得ているとの説明をいただいた。

校長 OBの方がチームに参加している面で、学校の協力を得やすくなっているともあり、本市の取組みの参考にしていきたい。

**【瀬戸清太郎】**

久留米市の連絡相談体制は、子ども本人が抱える悩みを早期に見つけ出し、相談内容に応じた行政担当部署との連携を図る包括的な取組みであり参考になった。

一方、久留米市としても児童生徒の7割は相談窓口を認知しているも、教育・福祉関係組織からの相談先が必要とのことであり、久留米市子ども総合相談チームの一層の充足が必要であることや、多くの市民に「ヤングケアラー」を認知いただき地域や教育現場から相談・通報できる仕組みが課題認識されていた。

少子高齢化が顕著に進む中、疑問や悩みを気軽に安心して相談できる取組みは、子どもたちの健全な成長に影響を及ぼす可能性のあるヤングケアラーを救う第一歩であり、先行した取組は本市としても参考にしていきたい。

**【資料】** ご説明頂いた「久留米市子ども未来部子ども子育てサポートセンター」の皆さまと撮影  
(前列右) 深町主査、(中央) 中里課長補佐、(左) 伊藤主幹



【ヤングケアラー支援版】  
子ども総合相談チームにおける  
相談受付から継続支援までの流れ及び進行管理について

本人からの相談

来庁・電話・メール・出張相談 各部署・関係機関(会議等)における情報交換も含むからの相談

相談内容の報告・緊急対応の有無・  
初期方針の決定(管理職・チームリ  
ーダー・対応者)

緊急対応(虐待対応及び女性  
緊急一時保護が必要な場合)

家庭子ども相談課(児童  
相談・家庭相談チーム)へ  
通告

ヤングケアラーチェックシートの作成(対応者)

情報管理ケース

ケースミーティング[月 2 回開催]  
(協議内容)  
①相談内容の報告  
②チェックシートの協議  
③継続支援の有無の協議  
④(継続支援が見込まれる場合)  
支援方針の協議  
※②～③は新規ケースのみ

新規・困難ケース

困難ケースの協議

相談管理会議[月 1 回開催]  
(協議内容)  
①継続支援の有無の決定  
②(継続支援が見込まれる場合)  
支援方針の決定  
支援進捗評価/3ヶ月ごと

【具体的な支援内容】  
○情報収集 ○関係者会議の開催 ○関係機関への助言など

本人(対象児童)の介入同意が得られた場合

他機関斡旋など直接介入の必要がなくなった場合  
もしくはケアラー状態の軽減

支援管理ケース

ケースミーティング[月 2 回開催]  
(協議内容)  
①継続支援の有無の決定  
②アセスメント・プランニングシート  
の協議  
③支援方針の協議  
※①は新規ケースのみ

新規・困難ケース

困難ケースの協議

相談管理会議[月 1 回開催]  
(協議内容)  
①継続支援の有無の決定  
②アセスメント・プランニングシート  
の決定  
③支援方針の決定  
※①は新規ケースのみ  
支援進捗評価/3ヶ月ごと  
アセスメント・プランニング評価/6ヶ月ごと

【具体的な支援内容】  
○関係機関にて面接 ○家庭訪問 ○関係者会議の開催 ○関係機関へのフィードバックなど

終結  
相談時対応

【終結要因】

- ケアラー状態の解消
- 年齢(18歳)到達
- 市外への転出 など
- ※必要に応じて他相談機関を斡旋する

本人から相談があった場合

視 察 者	柴田敏光、鈴木英樹、加藤嘉哉、佐藤哲朗、原紀彦、瀬戸清太郎、白井正樹															
視 察 日 時	2025年2月5日（水）10時30分～12時00分															
視 察 先 ・ 概 要	鹿児島県 指宿市 人口：37,594人 世帯数：17,477戸【2024年3月1日現在】															
視 察 内 容	指宿地域交流施設整備等事業（道の駅 PFI）について															
選 定 理 由（目的）	日本で初の道の駅を対象とした PFI 事業を視察し、岡崎市の PFI 事業の参考とする。															
岡崎市の現状と課題	現在、本市の9つのPFI事業は何れも実施期間中であり未だ契約更改時期を迎えていないため、次期事業方式を選定するスキルを有していない。今後の課題は、契約期間満了時に事業方式を、PFI事業か指定管理者制度かの選択判断や、円滑な移行と収益向上と考えている。															
視 察 概 要	<p><b>【道の駅いぶすき概要】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>指宿地域交流施設の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約 12,000 m<sup>2</sup>（都市公園）、2,600 m<sup>2</sup>（道の駅）</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>809 m<sup>2</sup>（地域交流施設）</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>63 台（大型車 4 台、普通車 59 台）</td> </tr> <tr> <td>事業方式</td> <td>PFI（BTO 方式）※建設・移管・運営（Build Transfer Operate）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 15 年 11 月～平成 31 年 9 月（約 16 年間）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">官民の役割分担</td> <td>【公共の業務】 モニタリング等での監視・大規模修繕等</td> </tr> <tr> <td>【民間の業務】 地域交流施設の設計・建設、維持管理、運営都市公園及び維持管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>PFI 事業としては満了。現在は、指定管理者制度で運営。 道の駅設置について、積極的に民間活力を導入することによって、ノウハウや良質なサービスを期待でき、地域振興につながるとの考え方から PFI を導入。 PFI 事業における3つのメリット</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一度に多額の財務負担が発生しない 指宿市は、建物代金や維持管理費等を 15 年間で支払い、年度予算に対する負荷が軽減され、他の事業にお金が回すことができた</li> <li>② 事業費の削減を実現 指宿市は、従来の方で事業を行った場合に比べ PFI 事業で約 36%の削減が実現</li> <li>③ 民間の創意工夫等を盛り込むことができる 販売や食堂などの運営に関しては、民間のほうが豊富なノウハウを持っている 更に、民間に運営を任せることで、サービスの質の向上や集客販売における経営努力によって生産者の意欲が向上することが期待され、結果的に地域の活性化につながる。</li> </ol> <p><b>【PFI 導入から現在までの経緯】</b> 2000年度(平成12年度)に国土交通省の直轄事業として、PFI 導入可能性調査を実施。国土交通省のモデル調査で認可。 従来型の公共事業方式である PSC と PFI-LCC を比較し検討。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 従来の公共施設方式で実施</li> <li>② 都市公園道の駅を公設民営、地域交流館を PFI</li> <li>③ 道の駅都市公園地域交流施設すべてを PFI で実施 (法的課題が多く断念)</li> </ol> <p>従来方式(①)と一部 PFI(②)で比較した結果、一部 PFI 方式の削減率(VFM)が 24.1%と</p>	項 目	指宿地域交流施設の概要	敷地面積	約 12,000 m <sup>2</sup> （都市公園）、2,600 m <sup>2</sup> （道の駅）	延床面積	809 m <sup>2</sup> （地域交流施設）	駐車場	63 台（大型車 4 台、普通車 59 台）	事業方式	PFI（BTO 方式）※建設・移管・運営（Build Transfer Operate）	事業期間	平成 15 年 11 月～平成 31 年 9 月（約 16 年間）	官民の役割分担	【公共の業務】 モニタリング等での監視・大規模修繕等	【民間の業務】 地域交流施設の設計・建設、維持管理、運営都市公園及び維持管理
項 目	指宿地域交流施設の概要															
敷地面積	約 12,000 m <sup>2</sup> （都市公園）、2,600 m <sup>2</sup> （道の駅）															
延床面積	809 m <sup>2</sup> （地域交流施設）															
駐車場	63 台（大型車 4 台、普通車 59 台）															
事業方式	PFI（BTO 方式）※建設・移管・運営（Build Transfer Operate）															
事業期間	平成 15 年 11 月～平成 31 年 9 月（約 16 年間）															
官民の役割分担	【公共の業務】 モニタリング等での監視・大規模修繕等															
	【民間の業務】 地域交流施設の設計・建設、維持管理、運営都市公園及び維持管理															



議会事務局 下川様



岡崎市議 佐藤



意見交換

評価が高かった。その後 2002 年度(平成 14 年度)に実施方針を公表し公募、30 社が集まった。  
提案審査現地調査ヒアリング等で本契約を締結し、2004 年(平成 16 年)1 月に設計建設開始。

2019 年(令和元年)7 月、売り場の狭さや 2 階建てのため来館者の動線がうまく構築できないなど、様々な課題が浮上したため、指宿市は道の駅の今後について、施設リニューアルを視野に入れて検討を行うため、国土交通省の補助事業を活用し、PFI 導入可能性調査を再度実施。その結果、PFI による施設整備を行い、建物の廃止を行うことが望ましいとの結果が得られた。

しかし、PFI 導入可能性調査を踏まえ事業者選定に取り掛かる矢先に、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、インバウンドを含む国内外からの来館者が全く来なくなり、加えて緊急事態宣言の発令による道の駅全面封鎖が、2020 年のゴールデンウィークに行われるなど、甚大な打撃を受けた。道の駅いぶすきは、緑地が多いため固定費が重くのしかかり、前指定管理者が契約期間の半年を残し、事業撤退(2020 年(令和 2 年)10 月末)を申し出。

これを受け、指宿市ではパーク PFI 導入を延期し、出荷者を守るために、指宿市直営による運営を決断。

1 年 6 か月の期間、国産品販売とファーストフードの運営に業務を縮小し、従業員の雇用と生産者の販路を維持しました。

2022 年(令和 4 年)4 月から現在の指定管理者と、2026 年度(令和 8 年度)までの契約を締結。

#### 【質疑応答】

Q 運営費や建物の支払いで、物価高騰を織り込んでの支払いになったのか。

A 建物の所有権移転が平成 16 年 10 月 1 日の直前に行われていて、その段階における金利を確定させたうえで、15 年間で調べての支払いを確定した。

運営費は、企業別サービス価格指数というものを基準とし、上がった、下がったの補正を毎年かけています。

あと、建物は 15 年分割での支払いです。固定金利での契約なので、物価高騰分等は含まれていません。

建物の金利と、運営の金利は別です。

Q PFI の期間中にコロナがあり、状況に変化があった。PFI の満期を迎える前に PFI 事業をどのように評価をされたのか。

A 評価という観点で言えば、特産品の販路の役割と、掲載効果(約 3 億円/年の売り上げ)を維持している。また、トータルで約 3,100 万円の黒字が出ているのは評価に値する。

PFI の期間が終わってから次にどうするかは、一般にあり得る話としては指定管理に移行するのが多いと思う。

一般的に PFI というと、何かしらの投資を伴うものということになっている。

PFI 期間が終わって、さらなる投資が予定されていない場合は指定管理者制度、あるいは直営もあり得るかもしれない。

Q PFI 期間中にコロナがあり、指定管理者が撤退、この時の保証はどうされたのか。

	<p>またどうい判断をされたのか。</p> <p>A PFI が一旦終わってから、指定管理者制度に移行。コロナの影響で撤退してその間の赤字部分を計算し、その凡そ半分程度を支払った。</p> <p>Q その撤退するのに保証したというのは、補正の議案として議会上程したのか。</p> <p>A 補正予算を組んで上程。また撤退後、直営する予算も上程。道の駅だけでなく、他の施設も同じでした。</p> <p>Q 指宿市は、PFI 事業は他にも行っているのか。</p> <p>A PFI はこれだけです。他の事業で、もっと有利な農水省の補助事業があった。そちらを使っています。</p> <p>Q 今後積極的に手掛けていく事業はあるのか。</p> <p>A 道の駅の建屋の建て替えの検討時期をむかえている。通常の PFI だと、ここが都市公園であることから、建蔽率 2%以内建物自体をパーク PFI の方式で行うと、建蔽率 12%まで可能。平屋立てでも結構な建物ができる。</p> <p>Q 今後、PFI 事業を行っていく際、どういった考えをもって進めればよいのか。</p> <p>A PFI では、財務負担の平準化という観点は、非常に有効な手立てだと思います。支払い期間中に、その施設を使って利益が出せることも要点になってくる。それが、できる、できないで事業参加が変わってくる。これからもコンサルタントを入れて勉強し、知見を増やすことや、制度をカスタマイズしていくことが必要。PFI は手法の一つであり、PFI よりもっと良い手法があれば、そちらを使う。必ずしも、PFI ありきで物事を考えないほうが良い。何が一番のメリットかをしっかり検討することが大事です。</p>
<p>本市への反映 (意見・課題など)</p>	<p><b>【柴田敏光】</b></p> <p>指宿市の PFI 事業について視察調査を行った中で、指宿市では建物完成後 15 年間の運営を行い PFI 事業を終え、その後指定管理者制度へと移行した。本市としての課題は、今後、少子化・高齢化が進む中、財政的に厳しい状況が想定される。未来を見据えて PFI 事業を取り入れていくべきかどうか慎重に考える必要もあるが、一方で公共施設の寿命による建替え等の計画では、一度に支出予算を捻出することができないことも考えられるため、PFI 事業の取り入れ方を総合的に判断しなくてはならない。</p> <p><b>【鈴木英樹】</b></p> <p>本市も 9 つの PFI 手法を導入した事業を取組んでいます。しかし、未だ期間満了を迎えていない事から、次期契約時における判断基準などが未整備状況にある。また、PFI 導入可能性調査の判断結果も不透明なことから、議会において特別委員会で検証することとなった。その状況において、今回の視察で参考になった点は、対象施設が契約期間を迎え満了し、次期契約の判断と進め方の考え。そして、市を取り巻く環境変化に対して、有利性が見通しができなくなった時の判断について、的確に行われたことは非常に参考になりました。今回得た知識を今後の特別委員会に反映し、本市の PFI 手法の課題解決に繋がるよう進めたい。</p> <p><b>【加藤嘉哉】</b></p> <p>指宿市は、PFI 事業として「道の駅」を 15 年運営後に、指定管理者制度へ移行し運営をしている。本市も現在、9 つの PFI 事業を導入しているが 9 つとも期間満了をしていない事もあり、次期契約に関する判断はしていない。今後、本市において PFI 事業について導入</p>

を進めていくかについては、現在行っている9つのPFI事業の結果をしっかりと検証して判断する必要があると考える。指宿市の道の駅PFI事業については、15年経過時に、指定管理者制度への移行が有効との的確な判断をしており、本市においても、PFI事業の期間満了時に、その有効性の判断をしっかりと見極める必要があると考える。

**【佐藤哲朗】**

指宿市では地域交流施設(道の駅PFI)整備事業をPFI(BTO)方式で導入しているが、4年間の準備期間を経て2004年から15年間をPFI事業として実施し、その後は指定管理制度へ移行して新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けながら現在に至っている。PFI事業として開始する時点の判断と指定管理に移行する判断など、そのメリットについて検討した上で選択されており、こういった判断基準を明確に持つ必要があることについて、参考になった。今回視察した施設は道の駅であり、利益を生む施設として整備されていることから、収支として評価も見えやすい面があるが、他の公共施設の場合の評価基準についても明確にしておく必要があると感じた。

**【原紀彦】**

指宿市の道の駅PFI事業は、総事業費12億2,850万円BTO方式によるもので、地場産業の振興を図る観点から「地域交流施設」を民間ノウハウや良質なサービスが期待できるためPFI手法を導入し、「道の駅」として15年運営後、現在は指定管理者制度へ移行して運営している。本市は現在9つの事業をPFIにて運営しているが、少子高齢化等の社会情勢が大きく変わっていく中で、本市において、PFI手法導入についてはしっかりとこれまでの取組を検証し、メリット・デメリットをしっかりと把握した上で事業運営の在り方について財政面を勘案し総合的に判断していく必要があると考える。

**【白井正樹】**

任期満了を迎えているPFI事業 指宿市道の駅の視察調査を行った中で、指宿市がPFI事業を選定理由の中で、

- ・15年分割で予算を負担(固定金利) 予算に負担をかけない
- ・コスト削減 約37%低減
- ・販売面で民間の工夫を取り入れる

を確認できた。

特に、固定金利で契約し途中で補正を組まなくてもよい点は、本市のこれからの取り組みの参考していきたい。

**【瀬戸清太郎】**

本市には無い道の駅でのPFI事業は時を経て指定管理者制度へ移行した。当該道の駅は、市側のコンセプトによる地元特産物の販売場所の提供や地元学校と地元生産者が協力し販売戦略を見出す等、事業者のBTO部分の運営状況を市側も把握すればPFI事業当初の目的が有効に機能することが認識できた。一方で、施設の経年による設備更新等の新たな課題に対する検討も既に行われる等、本市よりも先行した動きは今後も注視していきたい。

なお、本市の課題の一部としては、PFI事業期間中に事業満了時の事業形態をあらかじめ選定することであるが、少子高齢化や人口減による財政収入への影響や大規模な設備修繕への支出を考慮しつつも、事業期間を設ける最大のメリットである運営事業者の更新による収益向上も視野に入れ、未来を見据えたPFI事業の在り方を総合的に判断する必要があると考える。

ご説明頂いた指宿市の皆さま（前列）と撮影



道の駅 いぶすき彩花菜館(さかなかん)

